

遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会の設置について（案）

平成 26 年 1 月 22 日

内閣官房総合海洋政策本部事務局
国土交通省総合政策局
国土交通省港湾局

1. 趣旨

四面を海に囲まれ、国土も狭隘な我が国にとって、排他的経済水域等は、天然資源及び海洋における再生可能エネルギー開発・利用、海洋環境の保全、科学的知見の取得等の場として極めて重要なものであることから、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画(平成 22 年 7 月 13 日閣議決定)」では、その基礎となる低潮線の保全及び特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における拠点施設の整備等の措置を講ずるとされており、併せて、特定離島を拠点とした様々な分野における新しい構想に基づいた活動についても、政府が支援し、推進すべき重要な施策の一つとして位置付けている。

今後、特定離島を拠点とした利用に関する活動を促進させるためには、民間及び大学、研究機関の知見を活用しつつ取組を促進していくことが重要であるが、南鳥島において、技術開発等の実証を行う空間が確保できる目途が立ちつつある。そのため、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、まずは南鳥島を活用した海洋関連技術開発の推進方策について検討するとともに、現地実証を希望する技術開発課題の公募を行い、選定することとする。

2. 体制

委員会は、以下の有識者により構成する。委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。また、座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は変更若しくは構成員以外の関係者の出席を求めることができる。なお、委員会において、行政機関が有する情報・知見を効果的に活用し、充実した審議の実施を可能とするため、関係省庁・行政機関等に参画を求めることができる。

（委員）

河野 真理子	早稲田大学法学学術院 教授
高木 健	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
宮本 卓次郎	横浜国立大学総合的海洋教育・研究センター特任教授
門脇 直哉	一般社団法人日本プロジェクト産業協議会 常務理事
続橋 聡	一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部長

3. 規則

委員会の規則は以下とする。

- (1) 委員会は、委員の半数以上の出席が無い場合は議決できない。
- (2) 委員会の議事は出席委員の過半数で決め、可否同数の場合は座長が決定する。
- (3) (1)、(2)の規定にかかわらず、やむを得ない理由により委員会の会議または議事の定足数に満たない場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を聞くことで委員会の議決に代えることができる。

4. 庶務

本部の庶務は、内閣官房総合海洋政策本部事務局及び国土交通省総合政策局技術政策課において処理する。

5. その他

上記に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。